

第30回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

平成29年12月20日（水）午後3時から午後5時まで

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

岡田純一郎、鹿野伸二、佐田尾信作、清水隆裕（新任）、杉山信作、鷹村アヤ子、

月村佳子、平谷優子、藤本光徳、増田吉則

（五十音順、敬称略）

[説明者]

松枝良和首席家庭裁判所調査官、奥谷智子家事首席書記官、寺崎益朗少年首席書記官、

山口賢二次席家庭裁判所調査官、坂本慶二主任書記官、

森本清美事務局長、段代俊則会計課長

[事務担当者]

松嶋修二総務課長、福原美樹総務課課長補佐

第4 議事

1 委員異動報告

2 委員会の傍聴について

本日の委員会に広島弁護士会地家裁委員会バックアップ委員会から申出のあった2人が
傍聴することを許可した。

3 開会宣言（総務課長）

4 委員長挨拶

5 委員挨拶、自己紹介

6 前回の委員会に関する報告

7 議事

「要配慮者に対する対応について」

[委員長]

本日のテーマは、要配慮者に対する対応についてです。

平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行されており、裁判所においても、対応要領を策定するなどして、裁判所の事務を行うに当たり障害を理由とする不当な差別的取り扱いをすることなく、合理的な配慮を行うように取り組んでいるところです。

前回の家裁委員会（6月16日）では、利用しやすい裁判所を実現するという観点から、庁舎のサイン等を含めた施設面からの検討及び説明書類の分かりやすさ等について、委員の皆様からの御意見を伺いました。その議論の中では、外国人など日本語があまりできない人や、知的障害、発達障害やコミュニケーションがうまくとれない人、身体障害者など、現代社会に存在する多種多様な障害に対する配慮が課題としてあるのではないかといった御意見をいただきました。

利用しやすい裁判所を実現するという観点から、広島家庭裁判所における要配慮者（障害者、高齢者、乳幼児等）への対応について、家庭裁判所に求められる合理的配慮（「障害者差別解消法に定める「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮」）をしていますが、果たしてこの対応が適切であったかどうか、家庭裁判所に求められる適切な合理的配慮とはどのようなものかについて委員の皆様からの御意見を伺いたいと思います。

御意見を伺う前に、平成28年4月1日から施行された障害者差別解消法について、総務課長から御説明させていただきます。

[総務課長]

平成28年4月1日から施行された障害者差別解消法は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者基本法第4条の「差別の禁止」（同法第1項：何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。）の規定を具体化するものとして位置づけられており、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって、差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人

格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

この法律では、①障害を理由とする不当な差別的取り扱いをすることなく（不当な差別的取扱の禁止）、また、②障害者から現に社会的障壁（社会の中のバリア）の除去を必要としている旨の意思表示があった場合に、必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならないとされています。

この法律の趣旨を踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、裁判所においても、「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定めて、平成28年4月1日から実施しているところです。

裁判所の対応要領において定める「合理的な配慮の提供」では、「職員は、その事務を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならない。」と定められており、裁判所では、この対応要領に従った事務を行っているところです。

[委員長]

裁判所として対応要領を定めましたが、基本的に職員の意識の問題が大事だと考えておりますので、研修の機会などを通じて組織的に職員に対する意識啓発を行っています。これにつきまして、引き続き総務課長から御説明します。

[総務課長]

平成27年から、毎年1回、要配慮者への対応に関する研修を実施しています。

平成27年度、28年度には、「障害者、高齢者等の配慮を要する方の置かれた状況を正しく理解し、要配慮者の個々の特性に応じた具体的な状況に対して、適切な対応を取ることができる職員を養成する。」ことを目的として、職種や配置部署等の区別なく広く職員全般を対象として、対応要領の理解の浸透のための講義、外部講師（社会福祉に携わる専門家）を招いて、要配慮者の特性とコミュニケーション時の留意点に関する基調講義、視覚障害者や車いす利用者等の状況の疑似体験、さらに、要配慮者への対応の在り方に関する討議を行

いました。

平成29年度には、「発達障害等の配慮を要する方の置かれた状況を正しく理解し、要配慮者の個々の特性に応じた具体的な状況に対して、適切な対応を取ることができる職員を養成する。」ことを目的として、職場の管理職、あるいは、それに準じる職員を対象として、外部講師（発達障害者の支援に携わる専門家）を招いて、講義やワーク、発達障害を含む要配慮者への対応の在り方に関する討議を行いました。

[委員長]

続いて、広島家庭裁判所で整備している設備等につきまして、会計課長から御説明します。

[会計課長]

広島家庭裁判所では、施設面として、身障者用駐車スペース、点字ブロック、傾斜路スロープ、オストメイト対応多目的便所、車椅子対応法廷を設置しています。また、備品につきましては、車椅子、補聴器、筆談器を整備しています。

[委員長]

本日の委員会開催前に担当者が御説明に伺った際に、要配慮者対応の具体的な事例をいくつか御説明させていただきました。これらについて、十分な対応ができているといえるのか、不足するところがあるのか、もっと違う対応の仕方があるのかについて、委員の皆様の職場での事例などもお聴きしながら意見交換をさせていただきたいと思います。

[A委員]

車椅子対応の法廷について御説明をいただきましたが、法廷の待合室についても車椅子が入ることができますか。また、法廷の原告側への動線が狭かったように記憶していますが、車椅子が通れるようになっているのでしょうか。

[主任書記官]

調停事件では、申立人と相手方とが顔を合わせることのないようにするために、別の待合室を使うようにしております。車椅子の方も、一般的の待合室に入っていただくことは可能ですが、椅子の並び方からして、一番先頭の列でお待ちいただくような形になる場

合がありますので、車椅子で来られるということが事前に分かっている場合には、別の部屋を待合室として使っていただくようにしております。

法廷の動線につきましては、私が普段担当する事件で使用していないことから、すぐこの場でお答えすることができません。確認の上で改めて回答をさせていただきたいと思います。

[委員長]

法廷の状況をすぐにお答えできないようですが、A委員は、実際に法廷を御覧になつたときに通りにくいという感想をお持ちになったのでしょうか。

[A委員]

私自身の経験で実際に困ったことがあったわけではありません。もし車椅子の当事者が法廷に入られることになった場合、どのように動線が配慮されているのかを伺いたいと思ったものです。

[委員長]

待合室は、今説明を申し上げたとおり、別室が用意できる状況になっています。法廷につきましては、早急に確認させていただき、物理的に可能かどうかわかりませんが、可能な限りの対処をさせていただきたいと思います。

[B委員]

私が裁判官としてこれまで経験した中では、法廷の椅子を動かすなどして配慮してきました。また、原告席、被告席は固定というわけではありませんので、当事者に説明した上で、入りやすいほうに原告席と被告席を変えたり、証言台を動かしたりして動線を確保するといったことも訴訟指揮の範囲で可能です。裁判所としては、そのような運用をしていると思います。

[A委員]

ありがとうございました。今後あり得ることですので、一度シミュレーションをしていただけるとありがたいと思います。

[C委員]

対応事例の中で一番難しそうなのが、痰の吸引が必要になる可能性がある事例だと思

います。痰の吸引は、医師、看護師でなければできないことでしょうから、看護師の待機というのは必然的なことだと思うのですが、かなり技術的な熟練等が必要なのではないかと思います。家庭裁判所の看護師という方が専属なのか、どのような立場でどのような技術をお持ちの方なのか。実際に吸引が必要になったときに、どのような対応を想定されているのかについてお聞きしたいと思います。

[総務課長]

家庭裁判所には看護師の職員がおります。この看護師につきましては、事件当事者に対する応急的な場合の医学的部分での対応をすることになっています。

[委員長]

御説明したとおり、一応看護師が常駐しておりますが、先ほど御質問があった技術という面でどれだけ経験があるかというのは、必ずしも把握しているわけではございません。ただ、こういう可能性があることは看護師に伝えておりますので、もし自分で自信がないとか、これは対応できないということであれば、対応できないということを踏まえて、どのような対応をするかを考えることになると思います。

[C委員]

この事例は何もなかったのでこれでいいのでしょうか、こういう事例の場合はさらに検討が必要だと思います。

[委員長]

例えば一般的に看護師ができるわけではないけども、特別な看護師であれば対応できるというような事案であったとすると、その場合に裁判所側は、そういう看護師をどこからか手配する必要があるのか。それは御本人にそういう場合に備えて連れてきてくださいというのか。この辺りが一番難しくなってくるのではないかと思いますが、皆様の感覚ではいかがでしょうか。ちょっとずれますが、例えば手話通訳が必要だ这样一个場合、これは訴訟法上で通訳人ということになれば、法律上の問題で、費用の負担が裁判所でできる場合とできない場合があります。刑事事件の場合は、必要な限り公費で負担しますが、民事事件では当事者負担となるかと思います。

[B委員]

そうですね。家庭裁判所で手話通訳が必要となった場合には、裁判所が費用負担を検討することではなく、外国語の通訳と同じように当事者に費用負担をしていただくことになります。

[委員長]

今は通訳の話でしたが、医療的な措置として特殊なことが必要であった場合に、裁判所の感覚としては、国の費用を使って個人のためにそこまでするのは難しいのではないかと考えるところです。

[D委員]

看護師でなくても、保護者であれば認められていると思います。保護者はやり慣れておられるので、その場合は、看護師のそういう手技を手伝うことはできると思いますし、法的にも許されていると思います。通常、専門職をそろえるというのは、どこの職場でも難しいと思います。

[委員長]

皆様の職場での実情をお聞かせいただけますか。

[E委員]

検察庁においても、裁判所同様に車椅子やオストメイト対応のトイレなどの設備などは整えていると思います。そういう配慮はしておりますが、いざ要配慮者の方に対する対応となると、検察庁の場合は、基本的には捜査担当と公判担当において、どうするのがよいかを考えながら対応することになると思います。また、検察庁の場合は、基本的に、要配慮者の方に来ていただくということがあまりなくて、検察庁から要配慮者の方のほうに伺うということが多いといえます。

[A委員]

広島弁護士会では、日弁連の動きに基づいて対応要領を作成し、弁護士会の会員に周知して勉強会を開くなどしている段階です。ようやく具体的な形になってきたと思います。

検察庁に関してですが、被疑者で何らかの障害がある方などについては、現在、社会福祉士さんが関与されて、再犯防止の見地も含めて対応されていると思います。障害者

差別解消法の対応とは直接関係があるわけではないかもしれません、障害がある方が、障害の特性が何らの影響を及ぼして犯罪を起こす場合や再犯を重ねるという場合もありますので、そのような方に対する対応の一端を担っておられるのではないかと思います。

[委員長]

当事者からの申し出があった場合の裁判所の対応について、ここまで御意見を伺つてきましたが、特に問題がないということでおろしいでしょうか。そうしますと、むしろ難しいのは、当事者御本人には余り自覚がない場合などで、対応している中で、何か配慮が必要ではないかと気づくような事案です。これについて何か御意見はありますか。

[A 委員]

裁判所では、申立て段階で配慮が必要かもしれない方を見つけていただき、いろいろな配慮を検討してくださっていると思うのですが、受付担当の方から実際に調停事件を担当される方への連絡事項の申し送りはどのようにされているかについて、もう少し伺えますか。

[主任書記官]

調停事件を例に御説明します。調停事件の申立て時には、当事者に「申立書」と「進行に関する照会回答書」を提出していただいておりますので、そこに書いてある内容は当然担当する調停係の書記官に伝わることになります。それに加えて、さらに注意喚起をするべき事項や「進行に関する照会回答書」自体には書かれてないものの受付段階で受付担当者が把握した当事者の方の様子などで申し送りをしておく必要があると思われる事項につきましては、メモを利用して受付担当者から調停事件担当書記官に情報を伝えるようにしております。

調停は、調停委員と裁判官が調停委員会を構成して進めていますので、担当書記官から調停委員や裁判官に対する申し送りは、注意事項を口頭で伝えたり、事件記録の当該注意すべき箇所に付せんを貼った上で、さらに口頭で注意喚起をする場合が多いと思います。

[B 委員]

裁判官も事件記録は全部見ますので、気になることがあればメモを書いて調停委員や

担当書記官に伝えるようにしています。また、調停を進める中で担当書記官や調停委員が何らかのことに気づいて対応が必要なのではないかと相談される場合もありますので、裁判官として対応に関する指示をすることもあります。

[次席家裁調査官]

例えば、当事者がうつ病であることがうかがえる場合などで、自身の主張を抑え気味にされていることがうかがえる場合には、もう少し深く聴取をするべきではないかと意見具申することもあります。

[D委員]

質問ですが、基本的には配慮というのは配慮要請があって始まるので、何らかの意思表示が前提になると思うのですが、全然そういう自覚がない方は少なくないと思います。本人に自覚がなく隠れた障害を持っておられる方や、あえてそれを認めることを避けておられる方に対して、配慮の押しつけになってしまふかもしれないとしても配慮の必要があるのでしょうか。どのように考えておられるのでしょうか。

[委員長]

当事者自身には自覚がないけれども、周りから見たときに配慮を要するような感じがすると。その場合は、むしろ押しつけになる可能性もあるのではないか。そういう場合にどう対応するか。このあたりは、まさに私たちも気になる問題でして、皆様の御意見を伺えればと思っております。今のような問題に関してどうお考えでしょうか。

[A委員]

私の印象ですが、離婚問題など、当事者で話し合いができるから裁判所に調停を申し立てられるという方の一方または双方には、診断がつくレベルかどうかはわかりませんが、発達障害の傾向があるかなと思われる方は、一般社会の割合よりも大分高いのではないかと感じています。学校でもそうかもしれません、そういう方を障害だと決めるかどうかではなく、対応する我々としては、特性について理解をして、そこを踏まえながら対応すると、トラブルが比較的起きにくいのではないかと思っています。なぜ被害妄想的になるのか、なぜモラハラ的な発言になってしまうのかといった機序について勉強することによって、必ずしも当事者としては悪気がないことでも、受け取る側とし

ては非常に傷つく場合があるのだということを理解するのが大事だと実感しています。

調停委員の方々は、そういうことをよく勉強されている方が多いように思います。もちろん当事者の方にそのような話は一切なさいませんが、基本的素養として御存じで、そこを踏まえながら、どういう解決ができるかということを、お話しりなども含めて、とても配慮いただきながら、うまくやってくださる調停委員の方が多いと思っています。

[F委員]

家庭裁判所調査官はそういうことを十分御存じで、適切な配慮をしていらっしゃると思いますし、当事者が調停に出席することで、自分自身の特性がある程度理解ができるようになれば、調停もうまくいくと思いますので、そのような形で調停を進めていくことができればよいのではないかと思います。本人が理解を進めるということが大事であり、障害者だからと排除するのではなく、話し合いを進めていくことが望ましいのではないかと思います。

[G委員]

大人になってから発達障害だと気づく場合があると聞きました。なぜ人よりちょっと外れているのかが自分では分からず、障害も分からぬまま、大人になって発達障害に気づくということのようです。ただ、昔は子どもの発達障害の話も知りませんでしたが、一緒に遊びながらみんな成長していました。そういう時代もあったということを加味していただければと思います。

[H委員]

身体障害については比較的分かりやすいと思いますが、発達障害や精神的障害というのは非常に難しい問題だと思います。私の感覚ですが、アスペルガー症候群などの発達障害がある人は結構多いのではないかと思いますし、多くの人が何らかの障害を抱えているのではないかという気がしています。ですから、そういうものだと受け止めながら、個別に対応していく必要があるのではないかと感じています。

[委員長]

個別に対応するにしても、例えば知的障害や理解力が難しい方については丁寧に説明するということは、簡単に分かります。ただ、アスペルガー症候群や発達障害という場

合には、どう対応すればいいのか自体がなかなか難しいと思います。例えば、興奮しやすい方には興奮しないような話し方に気をつけましょうというのではなく、人との話し方のテクニックの問題かもしれません、それを障害として考えた場合に、どういう対応が必要なのか、どういう対応を求められるのかということについては、いかがでしょうか。

[D委員]

発達障害や精神的障害は、目に見えにくい障害という難しさがあると思います。基本的なコミュニケーション、言葉のやりとり、言語情報処理が一見通じているようで、よく理解して、難しい言葉も使って論文も書いて、一見十分に言葉を使いこなせているように見えるものの、実はそれはそこまでではないという場合に、そこをどうくむかということになるかと思います。発達障害で、言葉でのやりとりが苦手だけれど、文字が書いてあれば理解できるという場合があります。その場合には、筆談器やホワイトボードを使って視覚的な言語を使えば理解できます。デジタル機器なども使い、図解して書きながら説明したり、要点を書いて説明するというコミュニケーションの取り方もありますし、最近の学校教育現場では、タブレットの利用も進んでいると聞いています。

[A委員]

確かに発達障害がある方は視覚が強いと言われていて、文字で見ると理解できるけれど、音で聞いただけでは余り理解ができない傾向にあるといわれていますので、調停というのは、そうすると恐らく発達障害傾向にある方には苦手な手続かもしれないと思いながら、今の話を伺っていました。発達障害の傾向があると察知した場合や確定診断を受けた方が来られた場合には、意識的に文章化、可視化するということも当事者のためになるのではないかと思います。裁判所としても、例えば、本日は離婚についてこのような話をしました、財産分与のことでこのような話をしました、といったことを簡単に整理して書面にまとめて、双方の当事者に確認をするという工夫をすると分かりやすいのではないかと思います。書面にまとめるためには、調停の中身ではない時間をとることになりますので、難しいとは思いますが、これから検討していただければと思います。

また、急に予定が変更することが苦手な方が多いと言われていますので、本日はこの

話をします、ということを最初に決めて、その心づもりをしてもらった上で話をして、最後に、本日はこの話をしましたね、と確認をすることも良いのではないかと思います。

[B委員]

現在の調停でもホワイトシートというものを利用しています。これは、当事者双方に、本日の調停ではこういう話をして、最終的にここまでまとまりました、といったことをまとめて、当事者双方に示しながら確認をするために使っているものです。この確認をしておかないと、調停委員会と当事者双方の認識が違うということが起きたり、次回の期日で後戻りするということもありますので、ホワイトシートや紙に書くなどして、確認をするようにしています。

また、A委員が言われたとおり、当事者の方で、話すのが難しいという方でも、すごく立派な書面を書いてこられることがあります。そういうことが分かれば、調停でも、書面に書いてきてもらいながら進めるという場合もあります。ただ、その日の調停での話を整理してまとめるということになれば、そのための時間がかかるため、実質的な調停が進められず、長期化することもありますし、当事者の方の時間的拘束が増えることもあります。したがって、その辺りのバランスを考えながら、できることから工夫して始めるということを考えしていく必要があると思います。

[委員長]

今まで、ホワイトシートは調停をまとめるため、合意を得るための手段として使うという発想でしか考えていませんでしたが、要配慮者のため理解の手助けになるという効果もあるというのは、大きな視点でした。その辺りも含めて、調停委員の認識なども重要な問題だと思いますが、調停委員に対して、要配慮に関する研修などはしているのでしょうか。

[主任書記官]

発達障害については、近年、調停委員の関心も非常に高くなっていますので、調停委員の自主勉強会などで発達障害に詳しい方を講師に招いて話を聞いたり、自主研修でロールプレイをするなどして、熱心に取り組んでいると聞いています。

[D委員]

発達障害がここまで注目され、法整備もされてきました。障害者基本法も改正され、障害者雇用促進法も改正されるなど、ある意味では非常に注目されて、いい時代が来ていると感じますが、発達障害自体は、近頃になって急に始まった問題ではなく、大昔から同じようにあったものだと思います。家裁調査官も問題のケースに接するときに、多分そういう経験をたくさんされて、問題行動そのものの成り立ちに、発達障害が絡んでいるのではないかと思われるケースの経験もたくさんお持ちだと思いますので、家庭裁判所の中でそういう実践的な研修が可能なのではないかと思います。

[C委員]

私の個人的体験ですが、大学の特任研究員をしている先天性四肢障害の人に障害者差別解消法について原稿を書いてもらったことがあります。それには、これまでの法律や社会では、周囲がその人の状況をおもんばかり配慮するということがあったが、これからは、当事者である障害者の意思を確かめてほしいと。それがこの法律の趣旨であり、大きな変化なのであるということが書いてありました。その辺りのことを踏まえて要配慮者への対応について考えていたら良いのではないかと思いました。

[委員長]

押しつけになってはいけないという話ですね。自覚のない方に対して、できるだけサービスを提供しなければいけないということと、本人の意思を尊重して押しつけになつてはいけないということで、結構難しい問題だと思います。

[A委員]

私が社会福祉士さんから伺った話ですが、福祉というのは、発想として、福祉なきところに支援なしということでした。御本人の意思がなければ意味がない、それをずっと考えているのだと言われた言葉が忘れられません。

家庭裁判所の非常にいいところは、家裁調査官がいらっしゃるということです。事件の調査で、裁判所外に調査に出かけられることも多いと思いますが、これは障害者差別解消法ができる前から当然のこととしてされてきたと思います。これも配慮の一環だと思いますので、家裁調査官の取組や実情について、もっと共有させてもらえばよいのではないかと思います。

[次席家裁調査官]

家裁調査官は、障害者差別に関する要配慮というよりは、むしろ紛争解決にどう資するかという面での関わりをしております。ただ、例えば発達障害が疑われるような方に関しては、調停委員会との橋渡しのようなことをする場合もありますし、調停委員会に意見具申したり、視覚化してまとめてみることを提案したりすることで、調停に関わるということがあります。

[委員長]

当事者の方々の言いたいことをきちんとくみ上げて、こちらの伝えたいことを伝えるということをすれば、自然と紛争も解決のほうに向かうのではないかと思います。それは、これまでの家庭裁判所においても、紛争解決のために一生懸命やってきたのだといえます。それでは、このテーマにつきましてはこのあたりで終わりとします。ありがとうございました。

続いて、次回の家裁委員会のテーマをどうするかについて、御意見を伺いたいと思います。

[C 委員]

現在、少年法改正の年齢引き下げが社会的な話題となっていますので、その辺りをテーマとするのはいかがでしょうか。

[委員長]

少年法改正については、立法の問題ですから、裁判所がどうこう言える問題ではないのですが、その辺りを家庭裁判所として取り上げるとすれば、どういう点がありますでしょうか。

[B 委員]

少年法改正によって18歳に年齢が引き下がると、少年事件は少なくなると思います。18歳以上の少年事件では、交通関係事件が多い現状がありますので、そこは減少するのではないかと思います。ただ、18歳未満の少年については、今と同じですので、少年事件に対する扱いが変わることはないと考えています。

むしろ、少年事件が社会の関心を集めているのであるとすれば、そもそも家庭裁判所

では少年事件についてどのように考えて、どのようにしていこうとしているのか、再非行の防止などが大きなトピックになっていますので、それに向けてどういうことを今家庭裁判所では考えて行っているのか、その前提として、どのように少年に働きかけようとしているのか、そのためにはどのような制度があるのかというようなところをむしろ皆様に御理解いただくのがいいのかなということを考えております。多分、皆様も何となく少年事件というのは御承知でしょうが、具体的に何をしているのか、家裁調査官が少年事件では何をしているのか、どのように少年に働きかけているのか。すぐに何らかの処分与えるのか、多少様子を見るのかなど、いろいろな場面があり得ると思いますので、そのようなことを基本的に理解していただいた上で、少年事件の在り方などに関して御意見を伺うのはいいかなと思います。

[委員長]

少年法の理念があり、法解釈の枠の中で私たちは裁判しているわけですが、ただ、枠はあっても、枠の中での解釈というのは、国民の皆様の社会的な意識に基づく幅はあり得ると思います。個々の事件は各裁判官の判断で決めるべきものでも、その方向を見るための解釈をする前提として皆様の声を聞くということについては可能かと思います。ただ、その前提として、法の理念とか、今の少年法がどのように運用されているかの御説明はさせていただく必要があると思います。そう考えますと、補導委託、教育的措置、再非行防止などの御説明をさせていただき、その上で少年事件とは何なのか、少年非行に対する処遇とは何なのかといったことについて、御意見を伺うということはできるかと思うところです。

[A委員]

少年事件についていえば、少年友の会という活動があります。調停委員の方や、調停委員経験者の方々が少年に寄り添うといった活動ですので、ぜひ委員の皆様にも知りたいだけたいという思いもあります。今の少年事件の実情や、家庭裁判所を取り巻く様々な支援体制などについても意見交換ができればと思います。

[I 委員]

私は日頃から少年事件の取材などもしておりますので、意見も言いやすいと思います

し、少年事件のことを勉強してみたいという思いもあります。

[委員長]

何人かの方々から少年事件という御意見が出ましたので、その方向でいきたいと思います。

[A委員]

非行をした少年に対し、社会がどう扱い、どのように社会で生活できる人にしていくかというのは、まさに司法だけの問題ではなく社会全体の問題だと思っています。そういった視点から、我々大人として、どういう形の処遇を家庭裁判所に求めるのか、少年が社会で大人になっていくために、どのようなことを期待するのかという話など、非行少年の背景事情を知った上でどのように更生していってもらうのか、という視点で話せることもあるのではないかと思います。ただ、少年事件は手続が難しいことがありますので、事前に少年事件手続の基本を踏まえた上で、議論をする必要があるかと思います。多分手続の話だけを説明しても8時間くらいかかりそうですので、それをこの場ではするのは時間的にもったいないと思います。

[C委員]

具体的な事件を事例に上げてもらい、このケースではこういう理由で保護観察になったとか、こういう理由で検察官送致になったといったことをしていただくのが、世の中の関心事でもあると思います。既に終わった事件でも結構ですので、個人的にはそのような形でしていただけます。

[G委員]

私たちは、貧困家庭の子供たちを何とかしてあげたいという思いで、私たちにできることは何だろうかと考え、居場所づくりを頑張ってみようかということを考えているところです。地域でご飯が食べられない子がいますので、民生委員が中心になって、活動を広げていきたいと思っています。みんなで助け合って、公民館や集会所で一緒にご飯を食べて、勉強でも見てあげられるようなことを具体化したいと思い、頑張りたいと思っているところです。

[I委員]

今と同じ話になりますが、私も、地域で子どもたちにご飯を食べさせてあげている方の話や、少年院に入った子や中卒、高校中退の子に塾で教えて基礎から勉強し直して大学受験をさせている方の話を聞いています。少年事件に関していろいろ聞かせていただけると勉強になると思っています。

[委員長]

少年事件への皆様の関心の高さを感じますし、社会的に関心を持たざるを得ないということだと思います。ただ、先ほど御意見がありましたが、少年事件の具体的な事例を取り上げるというのは、プライバシーの問題もありますので、過去の終わった事件であつたとしても極めて難しいと思っています。したがって、想定される事案の説明にならざるを得ないのではないかという気がしています。その中で、どのようなことを考えて、手続がどう進んでいくのかということを御説明することはできると思います。ただ、そうなりますと、委員会2回分で1セットくらいになるような気もしますが、説明の1回目と意見交換の2回目の期間が開きすぎると意味がないように思います。例えば、1回の委員会で4時間かけるというのは御負担でしょうか。

[C委員]

一度に4時間というのは難しいと思いますので、テーマを分けて2回でしたらいいのではないかでしょうか。

[委員長]

1回目に少年事件1で説明と意見交換、2回目に少年事件2で説明と意見交換という形ですね。社会における少年事件がどういうものかという考え方の問題と、裁判手続を前提とした少年事件とでは内容も違いますが、この家庭裁判所委員会でお伺いしたいのは、家庭裁判所の少年審判手続を前提にしたことです。その前提として、社会全体としての少年事件がどうなのかという話は、哲学的議論になってしまふかもしれませんので、それを1回目にするとなれば、家庭裁判所との関連が薄くなりすぎるような気もしますが、何かいいアイデアがありますでしょうか。

[B委員]

家庭裁判所としては、少年の再非行防止に向けた働きかけをしているところですが、

それには家庭の問題もありますので、親も含めてどのように環境を整えるかということも教育的措置として行っているところです。先ほど御紹介のありました少年友の会もその一つですが、一般の方に参加してもらいながら、例えば勉強が遅れている子の勉強を見てもらうとか、社会的な奉仕活動をさせることなどもあります。また、少年の再非行防止のために、最終的な処分を決める前に、社会の中に一度戻して、社会支援など周りの協力を得ながら少年への働きかけをして、社会でやり直していくという補導委託という制度もあります。

非行に至った少年の背景事情として、幼少期の問題があったという場合には、どう働きかけるのか、家庭裁判所としてこのようなことをすれば、もっと社会的な支援が得られるのではないかといった辺りの御意見を聞かせていただければと思います。

[委員長]

そういう意味でも、少年事件を2回連続のテーマにすることにしましょう。どういう切り口で2回の連續性を持たせて皆様に意見を伺うのが効率的かについては、裁判所で検討させていただくことになりますが、少年事件1、少年事件2という形で進めることにさせていただきます。具体的なテーマについては、委員会前に事前にお伺いして御説明させていただきます。こういうことも取り上げたらいいのではないかといったアイデアがありましたら、総務課へ御連絡いただければと思います。

7 次回の予定等

(1) テーマ

「少年事件1」をテーマとする。

(2) 期日等

平成30年6月27日（水）午後3時

以上